私立学校関係事務の手引　別冊参考

関 係 審 査 基 準

（令和８年４月）

－　目　　次　－

私立幼稚園設置認可等審査基準（青森県）　---　1

幼稚園設置基準（国）　---　7

私立小学校設置認可等審査基準（青森県）　---　１３

小学校設置基準（国）　---　１９

私立中学校設置認可等審査基準（青森県）　---　２３

中学校設置基準（国）　---　２９

私立高等学校設置認可等審査基準（青森県） ………………………… ３３

高等学校設置基準（国） ………………………… ４１

私立専修学校設置認可等審査基準（青森県） ………………………… ４７

専修学校設置基準（国） ………………………… ６１

私立各種学校設置認可等審査基準（青森県） ………………………… ８１

各種学校規程（国） ………………………… ８７

学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査基準（青森県） ………………………… ９１

私立学校第１５２条第５項の法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査基準（青森県） ………………………… ９５

私立幼稚園設置認可等審査基準

平成１６年４月１日制定
平成２３年４月１日改正
平成２７年４月１日改正

第１章　総則

（趣旨）
第１条　私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の設置の認可、収容定員に係る園則の変更の認可及び廃止の認可については、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及び学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）の規定によるほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

第２章　設置の認可

第１節　総則

（名称）
第２条　幼稚園の名称は、幼稚園の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の幼稚園と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。

（開設の時期）
第３条　幼稚園の開設時期は、４月１日とする。

（設置者）
第４条　幼稚園の設置者は、学校法人又は保育所を設置する社会福祉法人でなければならない。

（位置等）
第５条　幼稚園の位置については、次の要件を満たさなければならない。

一　幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境であること。

二　市町村等における幼児教育の振興計画等に資するものであること。

三　収容定員を満たす幼児数の確保が将来にわたり客観的に可能であること。幼児数の把握に当たっては、原則として、設置予定地に係る小学校の通学区域等の幼児数とし、当該区域内の既設の公立及び私立の幼稚園並びに保育所の収容定員に対する充足率等を十分考慮するものであること。

（規模）
第６条　幼稚園の学級数は、原則として３学級以上とする。

第２節　編制

（１学級の幼児数）
第７条　１学級の幼児数は、原則として３５人以下とする。
（学級の編制）
第８条　学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。
（教職員）
第９条　幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。
２　幼稚園には、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この条において「教諭等」という。）を１人置かなければならない。ただし、３歳児の学級について幼児数が２０人を超える場合は、当該専任の教諭等のほか、当該超える幼児数おおむね２０人につき１人の教諭等を置かなければならない。
３　特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の３分の１の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもってこれに代えることができる。
４　専任でない園長を置く幼稚園にあっては、前２項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を１人置くことを原則とする。
５　幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。
６　幼稚園には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

第３節　施設及び設備

（一般的基準）
第１０条　幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。
（園地、園舎及び運動場）
第１１条　園舎は、２階建以下を原則とする。園舎を２階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を３階建以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第１階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火構造で幼児の待避上必要な施設を備える

ものにあっては、これらの施設を第２階に置くことができる。
２　園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。
３　保育室の面積は、１室５３㎡以上を原則とする。
４　遊戯室の面積は、１室９０㎡以上とする。
５　園舎及び運動場の面積は、別表第１に定める面積以上とする。
（施設及び設備等）
第１２条　幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。
一　職員室
二　保育室
三　遊戯室
四　保健室
五　便所
六　飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備
２　保育室の数は、学級数を下ってはならない。
３　飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。
４　飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。
第１３条　幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
２　前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
（他の施設及び設備の使用）
第１４条　幼稚園の施設及び設備は、原則として、専用かつ自己所有のものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第４節　設置認可前の園児募集

第１５条　設置認可前の園児募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。
一　幼稚園設置計画の承認を受けたこと。
二　幼稚園設置認可申請書の提出があること。
三　園舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開園が確実と認められること。２
前項ただし書の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
一　募集要項に「　年　月　日開園予定（認可申請中）」と明示すること。
二　募集人員は、園則上の入学定員を明示すること。
三　入園案内及び募集広告の内容については、教育方針、授業内容等の情報が正確に記載

され、かつ、入園希望者等に誤解を与えることのない適正なものとすること。

第３章　設置の認可以外の認可

第１節　収容定員に係る園則変更の認可

第１６条　幼稚園の収容定員に係る園則の変更に当たっては、第３条及び第５条から前条までの規定に適合していなければならない。

第２節　廃止の認可

第１７条　幼稚園の廃止に当たっては、次に掲げる要件に適合していなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

一　在籍する園児及び教職員の処遇が適切に処置されていること。

二　園地、園舎、園具、教具等の処置が適切であること。

三　指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

第４章　申請手続等

（設置認可申請手続等）

第１８条　幼稚園の設置の認可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、別表第２に掲げる期限までに、幼稚園設置計画書及び幼稚園設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。

３　知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して５０日以内を標準として申請者に通知するものとする。

４　知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

５　知事は、幼稚園の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の３月３１日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（収容定員に係る園則変更認可申請手続等）

第１９条　幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可を受けようとする者は、別表第３に掲げる期限までに、幼稚園の収容定員に係る園則変更計画書及び幼稚園の収容定員に係る園則変更認可申請書を知事に提出しなければならない。ただし、幼稚園の収容定員に係る園則の変更が減員によるものであるときは、計画書の提出を要しない。

２　前条第２項から第５項までの規定は、幼稚園の収容定員に係る園則の変更の認可の場

合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「変更しようとする年度」と読み替える。

（廃止認可申請手続等）

第２０条　幼稚園の廃止の認可を受けようとする者は、廃止しようとする日の６０日前までに、幼稚園廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

３　知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則

１　この審査基準は、平成１６年４月１日から施行する。

２　私立幼稚園設置認可等取扱要領は、廃止する。

３　この審査基準の施行の際、現になされている申請については、旧私立幼稚園設置認可等取扱要領は、なおその効力を有する。

４　旧私立幼稚園設置認可等取扱要領により、収容定員を減ずる認可を受けた後、収容定員を増やす必要が生じた場合は、原則として収容定員を減ずる認可を受ける前の収容定員まで収容定員を増やすことを認める。（この場合における認可の申請は、平成１８年４月３０日までになされたものに限る。）

附則

１　この審査基準は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

附則

１　この審査基準は、平成２７年４月１日から施行する。

別表第１（第１１条関係）

（園舎の面積）

学級数	面積（平方メートル）
１学級	１８０
２学級以上	３２０＋１００×（学級数－２）

（運動場の面積）

学級数	面積（平方メートル）
２学級以下	３３０＋３０×（学級数－１）
３学級以上	４００＋８０×（学級数－３）

別表第２（第１８条関係）

提出書類	提出期限
幼稚園設置計画書	開設しようとする年度の前々年度の１月３１日（園舎等の建設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の５月３１日）
幼稚園設置認可申請書	開設しようとする年度の前年度の９月３０日

別表第３（第１９条関係）

提出書類	提出期限
収容定員に係る園則変更計画書	変更しようとする年度の前々年度の１月３１日（園舎等の建設を要しないときは、変更しようとする年度の前年度の５月３１日）
収容定員に係る園則変更認可申請書	変更しようとする年度の前年度の９月３０日

幼稚園設置基準

最終改正：平成二六年七月三一日文部科学省令第二三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条 の規定に基き、幼稚園設置基準を次のように定める。

第一章　総則

（趣旨）
第一条　幼稚園設置基準は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（基準の向上）
第二条　この省令で定める設置基準は、幼稚園を設置するのに必要な最低の基準を示すものであるから、幼稚園の設置者は、幼稚園の水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二章　編制

（一学級の幼児数）
第三条　一学級の幼児数は、三十五人以下を原則とする。

（学級の編制）
第四条　学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある幼児で編制することを原則とする。

（教職員）
第五条　幼稚園には、園長のほか、各学級ごとに少なくとも専任の主幹教諭、指導教諭又は教諭（次項において「教諭等」という。）を一人置かなければならない。

２　特別の事情があるときは、教諭等は、専任の副園長又は教頭が兼ね、又は当該幼稚園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助教諭若しくは講師をもつて代えることができる。

３　専任でない園長を置く幼稚園にあつては、前二項の規定により置く主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師のほか、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師を一人置くことを原則とする。

４　幼稚園に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第六条　幼稚園には、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くように努めなければならない。

第三章　施設及び設備

（一般的基準）

第七条　幼稚園の位置は、幼児の教育上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

２　幼稚園の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（園地、園舎及び運動場）

第八条　園舎は、二階建以下を原則とする。園舎を二階建とする場合及び特別の事情があるため園舎を三階建以上とする場合にあつては、保育室、遊戯室及び便所の施設は、第一階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を第二階に置くことができる。

２　園舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

３　園地、園舎及び運動場の面積は、別に定める。

（施設及び設備等）

第九条　幼稚園には、次の施設及び設備を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一　職員室

二　保育室

三　遊戯室

四　保健室

五　便所

六　飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備

２　保育室の数は、学級数を下つてはならない。

３　飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

４　飲料水の水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第十条　幼稚園には、学級数及び幼児数に応じ、教育上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

２　前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

第十一条　幼稚園には、次の施設及び設備を備えるように努めなければならない。

一　放送聴取設備

二　映写設備

三　水遊び場

四　幼児清浄用設備

五　給食施設

六　図書室

七　会議室

（他の施設及び設備の使用）

第十二条　幼稚園は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第四章　雑則

（保育所等との合同活動等に関する特例）

第十三条　幼稚園は、次に掲げる場合においては、各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育することができる。

一　当該幼稚園及び保育所等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 （平成十八年法律第七十七号）第二条第五項 に規定する保育所等をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条 各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うに当たり、当該幼稚園との緊密な連携協力体制を確保する必要があると認められる場合

二　前号に掲げる場合のほか、経済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し、又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により、学校教育法第二十三条第二号 に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから、幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認められる場合

2　前項の規定により各学級の幼児と当該幼稚園に在籍しない者を共に保育する場合においては、第三条中「一学級の幼児数」とあるのは「一学級の幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて当該学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と、第五条第四項中「他の学校の教員等」とあるのは「他の学校の教員等又は保育所等の保育士等」と、第十条第一項中「幼児数」とあるのは「幼児数（当該幼稚園に在籍しない者であつて各学級の幼児と共に保育されるものの数を含む。）」と読み替えて、これらの規定を適用する。

附則　抄

1　この省令は、昭和三十二年二月一日から施行する。

2　園地、園舎及び運動場の面積は、第八条第三項の規定に基き別に定められるまでの間、園地についてはなお従前の例により、園舎及び運動場については別表第一及び別表第二に定めるところによる。ただし、この省令施行の際現に存する幼稚園については、特別の事情があるときは、当分の間、園舎及び運動場についてもなお従前の例によることができ

る。
3　第十三条第一項の規定により幼稚園の幼児と保育所等に入所している児童を共に保育し、かつ、当該保育所等と保育室を共用する場合においては、別表第一及び別表第二中「面積」とあるのは、「面積（保育所等の施設及び設備のうち幼稚園と共用する部分の面積を含む。）」と読み替えて、これらの表の規定を適用する。

附則（昭和三七年一月三一日文部省令第二号）

この省令は、昭和三十七年二月一日から施行する。

附則（昭和四一年一二月二七日文部省令第四四号）

この省令は、昭和四十二年二月一日から施行する。

附則（昭和四六年三月二二日文部省令第八号）

この省令は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附則（昭和四九年八月八日文部省令第三八号）

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十九年九月一日）から施行する。

附則（平成七年二月八日文部省令第一号）

1　この省令は、平成七年四月一日から施行する。
2　この省令施行の際現に存する幼稚園については、改正後の第三条の規定にかかわらず、平成十三年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附則（平成一四年三月二九日文部科学省令第一七号）　抄

（施行期日）
1　この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第五条に一項を加える改正規定、第七条第二項、第八条第二項、第十条第一項及び第十二条の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一七年四月一日文部科学省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年五月一三日文部科学省令第三五号）　抄

（施行期日）
1　この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年九月八日文部科学省令第三四号）

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附則（平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第百二十条、第百二十二条、第百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二二年三月一〇日文部科学省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年一〇月一九日文部科学省令第三五号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二六年七月三一日文部科学省令第二三号）

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

別表第１（園舎の面積）

学級数	１学級	２学級以上

面積	１８０平方メートル	３２０＋１００×（学級数－２）　平方メートル

別表第２（運動場の面積）

学級数	２学級以下	３学級以上
面積	３３０＋３０×（学級数－１）　平方メートル	４００＋８０×（学級数－３）　平方メートル

私立小学校設置認可等審査基準

平成１６年４月１日制定
平成２３年４月１日改正

第１章　総則

（趣旨）
第１条　私立小学校（以下「小学校」という。）の設置の認可、収容定員に係る学則の変更の認可及び廃止の認可については、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及び学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）の規定によるほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

第２章　設置の認可

第１節　総則

（名称）
第２条　小学校の名称は、小学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。
（開設の時期）
第３条　小学校の開設時期は、４月１日とする。
（規模）
第４条　小学校の学級数は、原則として１２学級以上とする。

第２節　編制

（１学級の児童数）
第５条　１学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、４０人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
（学級の編制）
第６条　小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を１学級に編制することができる。
（教職員）
第７条　小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、副校長を置くときその他特別の事情があるときは教頭を、養護をつかさどる主幹

教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情があるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

２　小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、１学級当たり１人以上とする。

３　教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

４　養護教諭は、特別な事情（財政上の事情は含まない。）があるときは、養護助教諭をもって代えることができる。

５　小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

６　学級数が１２学級以上の小学校には、司書教諭を置かなければならない。

７　小学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

第３節　施設及び設備

（一般的基準）

第８条　小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第９条　校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表第１に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

２　校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（校舎に備えるべき施設）

第１０条　校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

２　校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

（その他の施設）

第１１条　小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第１２条　小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

２　前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第１３条　小学校の施設及び設備は、原則として、専用かつ自己所有のものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。この場合において、「特別の事情」には、学校間の連携を推進するため、当該小学校が同一設置者が設置する他の学校種の学校と併設される場合を、「他の学校等の施設及び設備」には、公民館、運動場、体育館等の施設及び設備を含むものとする。また、地方公共団体等の施設を長期にわたり安定して使用する条件を取得している場合等教育上及び安全上支障がない場合は、これを使用することができるものとする。

第４節　設置認可前の児童募集

第１４条　設置認可前の児童募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一　小学校設置計画の承認を受けたこと。

二　小学校設置認可申請書の提出があること。

三　校舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開校が確実と認められること。２前項ただし書の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　募集要項に「　年　月　日開校予定（認可申請中）」と明示すること。

二　募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。

三　入学案内及び募集広告の内容については、教育方針、授業内容等の情報が正確に記載され、かつ、入学希望者等に誤解を与えることのない適正なものとすること。

第３章　設置の認可以外の認可

第１節　収容定員に係る学則変更の認可

第１５条　小学校の収容定員に係る学則の変更に当たっては、第３条から前条までの規定に適合していなければならない。

第２節　廃止の認可

第１６条　小学校の廃止に当たっては、次に掲げる要件に適合していなければならない。た

だし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
一　在籍する児童及び教職員の処遇が適切に処置されていること。
二　校地、校舎、校具、教具等の処置が適切であること。
三　指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

第４章　申請手続等

（設置認可申請手続等）
第１７条　小学校の設置の認可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、別表第２に掲げる期限までに、小学校設置計画書及び小学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない。
２　知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。
３　知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して５０日以内を標準として申請者に通知するものとする。
４　知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
５　知事は、小学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の３月３１日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。
（収容定員に係る学則変更認可申請手続等）
第１８条　小学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、別表第３に掲げる期限までに、小学校の収容定員に係る学則変更計画書及び小学校の収容定員に係る学則変更認可申請書を知事に提出しなければならない。ただし、小学校の収容定員に係る学則の変更が減員によるものであるときは、計画書の提出を要しない。
２　前条第２項から第５項までの規定は、小学校の収容定員に係る学則の変更の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「変更しようとする年度」と読み替える。
（廃止認可申請手続等）
第１９条　小学校の廃止の認可を受けようとする者は、廃止しようとする日の６０日前までに、小学校廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。
２　知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
３　知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則
この審査基準は、平成１６年４月１日から施行する。
附則

１　この審査基準は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

別表第１（第９条関係）

（校舎の面積）

児童数	面積（平方メートル）
１人以上４０人以下	５００
４１人以上４８０人以下	５００＋５×（児童数－４０）
４８１人以上	２，７００＋３×（児童数－４８０）

（運動場の面積）

児童数	面積（平方メートル）
１人以上２４０人以下	２，４００
２４１人以上７２０人以下	２，４００＋１０×（児童数－２４０）
７２１人以上	７，２００

別表第２（第１７条関係）

提出書類	提出期限
小学校設置計画書	開設しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の５月３１日）
小学校設置認可申請書	開設しようとする年度の前年度の９月３０日

別表第３（第１８条関係）

提出書類	提出期限
収容定員に係る学則変更計画書	変更しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、変更しようとする年度の前年度の５月３１日）
収容定員に係る学則変更認可申請書	変更しようとする年度の前年度の９月３０日

小学校設置基準

最終改正年月日：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、小学校設置基準を次のように定める。

第一章　総則

（趣旨）

第一条　小学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

２　この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

３　小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条　削除

第三条　削除

第二章　編制

（一学級の児童数）

第四条　一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条　小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

第六条　小学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

２　教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

３　小学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章　施設及び設備

（一般的基準）

第七条　小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第八条　校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

２　校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（校舎に備えるべき施設）

第九条　校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

２　校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

（その他の施設）

第十条　小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第十一条　小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

２　前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十二条　小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附則　抄

（施行期日等）

１　この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第十六条の改正規定を除く。）並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

２　第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する小学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附則（平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第百二十条、第百二十二条、第百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

イ　校舎の面積	
児童数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	５００
四一人以上四八〇人以下	５００＋5×（児童数－４０）
四八一人以上	２７００＋3×（児童数－４８０）
ロ　運動場の面積	

児童数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	２４００
二四一人以上七二〇人以下	２４００＋１０×（児童数－２４０）
七二一人以上	７２００

私立中学校設置認可等審査基準

平成１６年４月１日制定
平成２３年４月１日改正

第１章　総則

（趣旨）
第１条　私立中学校（以下「中学校」という。）の設置の認可、収容定員に係る学則の変更の認可及び廃止の認可については、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及び学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）の規定によるほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

第２章　設置の認可

第１節　総則

（名称）
第２条　中学校の名称は、中学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。
（開設の時期）
第３条　中学校の開設時期は、４月１日とする。
（規模）
第４条　中学校の学級数は、原則として６学級以上とする。

第２節　編制

（１学級の生徒数）
第５条　１学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、４０人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
（学級の編制）
第６条　中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を１学級に編制することができる。
（教職員）
第７条　中学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、副校長を置くときその他特別の事情があるときは教頭を、養護をつかさどる主幹

教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情があるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

２　中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、１学級当たり１人以上とする。

３　教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

４　養護教諭は、特別な事情（財政上の事情は含まない。）があるときは、養護助教諭をもって代えることができる。

５　中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

６　学級数が１２学級以上の中学校には、司書教諭を置かなければならない。

７　中学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

第３節　施設及び設備

（一般的基準）

第８条　中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎及び運動場の面積等）

第９条　校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表第１に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

２　校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

（校舎に備えるべき施設）

第１０条　校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

２　校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

（その他の施設）

第１１条　中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第１２条　中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

２　前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第１３条　中学校の施設及び設備は、原則として、専用かつ自己所有のものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。この場合において、「特別の事情」には、学校間の連携を推進するため、当該中学校が同一設置者が設置する他の学校種の学校と併設される場合を、「他の学校等の施設及び設備」には、公民館、運動場、体育館等の施設及び設備を含むものとする。また、地方公共団体等の施設を長期にわたり安定して使用する条件を取得している場合等教育上及び安全上支障がない場合は、これを使用することができるものとする。

第４節　設置認可前の生徒募集

第１４条　設置認可前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一　中学校設置計画の承認を受けたこと。

二　中学校設置認可申請書の提出があること。

三　校舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開校が確実と認められること。２前項ただし書の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　募集要項に「　年　月　日開校予定（認可申請中）」と明示すること。

二　募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。

三　入学案内及び募集広告の内容については、教育方針、授業内容等の情報が正確に記載され、かつ、入学希望者等に誤解を与えることのない適正なものとすること。

第３章　設置の認可以外の認可

第１節　収容定員に係る学則変更の認可

第１５条　中学校の収容定員に係る学則の変更に当たっては、第３条から前条までの規定に適合していなければならない。

第２節　廃止の認可

第１６条　中学校の廃止に当たっては、次に掲げる要件に適合していなければならない。た

だし、特別の事情がある場合は、この限りでない。
一　在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置されていること。
二　校地、校舎、校具、教具等の処置が適切であること。
三　指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

第４章　申請手続等

（設置認可申請手続等）
第１７条　中学校の設置の認可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、別表第２に掲げる期限までに、中学校設置計画書及び中学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない。
２　知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。
３　知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して５０日以内を標準として申請者に通知するものとする。
４　知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
５　知事は、中学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の３月３１日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。
（収容定員に係る学則変更認可申請手続等）
第１８条　中学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、別表第３に掲げる期限までに、中学校の収容定員に係る学則変更計画書及び中学校の収容定員に係る学則変更認可申請書を知事に提出しなければならない。ただし、中学校の収容定員に係る学則の変更が減員によるものであるときは、計画書の提出を要しない。
２　前条第２項から第５項までの規定は、中学校の収容定員に係る学則の変更の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「変更しようとする年度」と読み替える。
（廃止認可申請手続等）
第１９条　中学校の廃止の認可を受けようとする者は、廃止しようとする日の６０日前までに、中学校廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。
２　知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。
３　知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則
１　この審査基準は、平成１６年４月１日から施行する。
２　私立中学校設置認可取扱要領は、廃止する。

３　この審査基準の施行の際、現になされている申請については、旧私立中学校設置認可取扱要領は、なおその効力を有する。

附則

１　この審査基準は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

別表第１（第９条関係）

（校舎の面積）

生徒数	面積（平方メートル）
１人以上４０人以下	６００
４１人以上４８０人以下	６００＋６×（生徒数－４０）
４８１人以上	３，２４０＋３×（生徒数－４８０）

（運動場の面積）

生徒数	面積（平方メートル）
１人以上２４０人以下	３，６００
２４１人以上７２０人以下	３，６００＋１０×（生徒数－２４０）
７２１人以上	８，４００

別表第２（第１７条関係）

提出書類	提出期限
中学校設置計画書	開設しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の５月３１日）
中学校設置認可申請書	開設しようとする年度の前年度の９月３０日

別表第３（第１８条関係）

提出書類	提出期限
収容定員に係る学則変更計画書	変更しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、変更しようとする年度の前年度の５月３１日）
収容定員に係る学則変更認可申請書	変更しようとする年度の前年度の９月３０日

中学校設置基準

最終改正年月日:平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

第一章　総則

（趣旨）

第一条　中学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

２　この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

３　中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条　削除

第三条　削除

第二章　編制

（一学級の生徒数）

第四条　一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条　中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

第六条　中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

２　教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しくは教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

３　中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章　施設及び設備

（一般的基準）
第七条　中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。
（校舎及び運動場の面積等）
第八条　校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
２　校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。
（校舎に備えるべき施設）
第九条　校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。
一　教室（普通教室、特別教室等とする。）
二　図書室、保健室
三　職員室
２　校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。
（その他の施設）
第十条　中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
（校具及び教具）
第十一条　中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。
２　前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
（他の学校等の施設及び設備の使用）
第十二条　中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附則　抄
（施行期日等）
１　この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十一条及び第六十五条の三の改正規定を除く。）並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
２　第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する中学校の編制並びに

施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附則（平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第百二十条、第百二十二条、第百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

別表（第八条関係）

イ　校舎の面積	
生徒数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	６００
四一人以上四八〇人以下	６００＋6×（生徒数－４０）
四八一人以上	３２４０＋4×（生徒数－４８０）
ロ　運動場の面積	

生徒数	面積（平方メートル）
一人以上二四〇人以下	３６００
二四一人以上七二〇人以下	３６００＋１０×（生徒数－２４０）
七二一人以上	８４００

私立高等学校設置認可等審査基準

平成２３年４月１日制定
令和４年７月１５日改正

第１章　総則

（趣旨）
第１条　私立高等学校（以下「高等学校」という。）の設置の認可、学科の設置の認可及び廃止の認可、収容定員に係る学則の変更の認可並びに廃止の認可については、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及び学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）の規定によるほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

第２章　設置の認可

第１節　総則

（名称）
第２条　高等学校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既存の学校と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。
（開設の時期）
第３条　高等学校の開設時期は、４月１日とする。
（規模）
第４条　高等学校の学級数は、原則として６学級以上とする。

第２節　学科

（学科の種類）
第５条　高等学校の学科は次のとおりとする。
(1) 普通教育を主とする学科
(2) 専門教育を主とする学科
(3) 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科
第６条　前条第１号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。
２　前条第２号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。
(1) 農業に関する学科

(2) 工業に関する学科
(3) 商業に関する学科
(4) 水産に関する学科
(5) 家庭に関する学科
(6) 看護に関する学科
(7) 情報に関する学科
(8) 福祉に関する学科
(9) 理数に関する学科
(10) 体育に関する学科
(11) 音楽に関する学科
(12) 美術に関する学科
(13) 外国語に関する学科
(14) 国際関係に関する学科
(15) その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

３　前条第３号に定める学科は、総合学科とする。

（学科の名称）

第７条　高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則第１０３条の２各号に掲げる方針（第２０条において「方針」という。）にふさわしいものとする。

第３節　編制

（授業を受ける生徒数）

第８条　同時に授業を受ける１学級の生徒数は、４０人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（教職員）

第９条　高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

２　高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに１人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を４０で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

３　教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

４　高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

５　学級数（通信制の課程を置く高等学校にあっては、学級の数と通信制の課程の生徒の数を３００で除して得た数（１未満の端数を生じたときは、１に切り上げる。）とを合計した数）が１２学級以上の高等学校には、司書教諭を置かなければならない。

６　高等学校には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

（養護教諭等）

第１０条　高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

（実習助手）

第１１条　高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

（事務職員の数）

第１２条　高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

第４節　施設及び設備

（一般的基準）

第１３条　高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎の面積）

第１４条　校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、別表第１に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（運動場の面積）

第１５条　運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、８，４００平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校舎に備えるべき施設）

第１６条　校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

⑴ 教室（普通教室、特別教室等とする。）

⑵ 図書室、保健室

⑶ 職員室

２　校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

（その他の施設）

第１７条　高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地

域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第１８条　高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

２　前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第１９条　高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第５節　関係機関等との連携協力

（関係機関等との連携協力体制の整備）

第２０条　高等学校は、当該高等学校に置く学科に係る方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（学際領域に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備）

第２１条　普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科（学校教育法施行規則別表第３（１）及び（２）の表の上欄に掲げる各教科以外の教科をいう。以下同じ。）に関する科目を開設する学科（次項において「学際領域に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

２　学際領域に関する学校を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域社会に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備）

第２２条　普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科（次項において「地域社会に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

２　地域社会に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の

措置を講ずるよう努めるものとする。

第６節　設置認可前の生徒募集

第２３条　設置認可前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 高等学校設置計画の承認を受けたこと。

(2) 高等学校設置認可申請書の提出があること。

(3) 校舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開校が確実と認められること。

２　前項ただし書の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 募集要項に「　年　月　日開校予定（認可申請中)」と明示すること。

(2) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。

(3) 入学案内及び募集広告の内容については、教育方針、授業内容等の情報が正確に記載され、かつ、入学希望者等に誤解を与えることのない適正なものとすること。

第３章　設置の認可以外の認可

第１節　学科の設置の認可及び収容定員に係る学則変更の認可

第２４条　高等学校の学科の設置及び収容定員に係る学則の変更に当たっては、第３条から前条までの規定に適合していなければならない。

第２節　廃止の認可

（学科の廃止の認可）

第２５条　高等学校の学科の廃止に当たっては、在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置され、かつ、指導要録等の関係書類の引継ぎが確実でなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（学校の廃止の認可）

第２６条　高等学校の廃止に当たっては、次に掲げる要件に適合していなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置されていること。

(2) 校地、校舎、校具、教具等の処置が適切であること。

(3) 指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

第４章　申請手続等

（学校の設置認可申請手続等）

第２７条　高等学校の設置の認可を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、別表第２に掲げる期限までに、高等学校設置計画書及び高等学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。

３　知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して５０日以内を標準として申請者に通知するものとする。

４　知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

５　知事は、高等学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の３月３１日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（学科の設置認可申請手続等）

第２８条　高等学校の学科の設置の認可を受けようとする者は、別表第３に掲げる期限までに、高等学校学科設置計画書及び高等学校学科設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　前条第２項から第５項までの規定は、高等学校の学科の設置の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「設置しようとする年度」と読み替える。

（収容定員に係る学則変更認可申請手続等）

第２９条　高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、別表第４に掲げる期限までに、高等学校の収容定員に係る学則変更計画書及び高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請書を知事に提出しなければならない。　ただし、高等学校の収容定員に係る学則の変更が減員によるものであるときは、計画書の提出を要しない。

２　第２７条第２項から第５項までの規定は、高等学校の収容定員に係る学則の変更の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「変更しようとする年度」と読み替える。

（廃止認可申請手続等）

第３０条　高等学校の学科の廃止又は高等学校の廃止の認可を受けようとする者は、廃止しようとする日の６０日前までに、高等学校学科廃止認可申請書又は高等学校廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

３　知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則

この審査基準は、平成２３年４月１日から施行する。

附則

１　この審査基準は、令和４年７月１５日から施行する。

２　この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

別表第１（第１４条関係）

収容定員	面積（平方メートル）
１２０人以下	１，２００
１２１人以上４８０人以下	１，２００＋６×（収容定員－１２０）
４８１人以上	３，３６０＋４×（収容定員－４８０）

別表第２（第２７条関係）

提出書類	提出期限
高等学校設置計画書	開設しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の５月３１日）
高等学校設置認可申請書	開設しようとする年度の前年度の９月３０日

別表第３（第２８条関係）

提出書類	提出期限
高等学校学科設置計画書	設置しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、設置しようとする年度の前年度の５月３１日）
高等学校学科設置認可申請書	設置しようとする年度の前年度の９月３０日

別表第４（第２９条関係）

提出書類	提出期限
収容定員に係る学則変更計画書	変更しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、変更しようとする年度の前年度の５月３１日）
収容定員に係る学則変	変更しようとする年度の前年度の９月３０日

更認可申請書	

高等学校設置基準

最終改正年月日:令和三年三月三一日文部科学省令第一四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章　総則

（趣旨）

第一条　高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

２　この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

３　高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

第二条　公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

２　専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

第三条及び第四条　削除

第二章　学科

（学科の種類）

第五条　高等学校の学科は次のとおりとする。

一　普通教育を主とする学科

二　専門教育を主とする学科

三　普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条　前条第一号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。

２　前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

一　農業に関する学科

二　工業に関する学科

三　商業に関する学科

四　水産に関する学科

五　家庭に関する学科

六　看護に関する学科

七　情報に関する学科

八　福祉に関する学科

九　理数に関する学科

十　体育に関する学科

十一　音楽に関する学科

十二　美術に関する学科

十三　外国語に関する学科

十四　国際関係に関する学科

十五　その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

３　前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

（学科の名称）

第六条の二　高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百三条の二各号に掲げる方針（第十九条において「方針」という。）にふさわしいものとする。

第三章　編制

（授業を受ける生徒数）

第七条　同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（教諭の数等）

第八条　高等学校に置く副校長及び教頭の数は当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

２　教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

３　高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

（養護教諭等）

第九条　高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

（実習助手）

第十条　高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

（事務職員の数）

第十一条　高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

第四章　施設及び設備

（一般的基準）

第十二条　高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

（校舎の面積）

第十三条　校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積（平方メートル）
一二〇人以下	１２００
一二一人以上四八〇人以下	１２００＋６×（収容定員―１２０）
四八一人以上	３３６０＋４×（収容定員―４８０）

（運動場の面積）

第十四条　運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校舎に備えるべき施設）

第十五条　校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一　教室（普通教室、特別教室等とする。）

二　図書室、保健室

三　職員室

２　校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備

えるものとする。

（その他の施設）

第十六条　高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（校具及び教具）

第十七条　高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

２　前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第十八条　高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第五章　関係機関等との連携協力

（関係機関等との連携協力体制の整備）

第十九条　高等学校は、当該高等学校に置く学科に係る方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

（学際領域に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備）

第二十条　普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科（学校教育法施行規則別表第三（一）及び（二）の表の上欄に掲げる各教科以外の教科をいう。以下同じ。）に関する科目を開設する学科（次項において「学際領域に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

２　学際領域に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（地域社会に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備）

第二十一条　普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科（次項において「地域社会に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う

機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

２　地域社会に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則　抄

（施行期日等）

１　この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

２　この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附則（平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第百二十条、第百二十二条、第百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（令和三年三月三一日文部科学省令第一四号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第七十九条の六第二項及び第百八条第一項の改正規定は公布の日から、第一条中学校教育法施行規則第九十七条第一項及び第二項の改正規定並びに第百条に一号を加える改

正規定、第三条中高等学校通信教育規程第十二条第一項から第三項までの改正規定並びに附則第六条の規定は令和三年四月一日から施行する。

私立専修学校設置認可等審査基準

平成１６年４月１日制定
平成２３年４月１日改正
令和４年７月１５日改正

（趣旨）

第１条　私立専修学校（以下「専修学校」という。）の設置の認可、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可及び廃止の認可、設置者の変更の認可、目的の変更の認可並びに廃止の認可については、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及び学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）の規定によるほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

（目的）

第２条　専修学校は、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として、広く一般に公開して教育がなされるもの（進学の準備を目的とするものは除く。）でなければならない。

（名称）

第３条　専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、設置する分野及び課程にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第１条に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。

（開設の時期）

第４条　専修学校の開設の時期は、原則として４月１日とする。

（設置者）

第５条　専修学校の設置者は、専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有するとともに、経済的基礎及び社会的信望を有していなければならない。

２　前項に規定する専修学校を経営するために必要な知識又は経験とは、専修学校教育一般に関する識見、設置する専修学校の教育内容に関する学識、学校、専修学校及び各種学校の設置者、役員、校長、教員の経歴等をいい、経済的基礎とは、設置しようとする専修学校に必要な校地、校舎、校具その他の施設設備又はそれに要する資金及び相当期間にわたって教職員の人件費その他の経常的経費を支弁することのできる資金等その設置する専修学校の安定した経営のために必要な財産を有していることをいう。

（位置及び環境）

第６条　専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

（学科）

第７条　専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の

区分ごとに１又は２以上の学科を置くものとする。

２　前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない

第８条　専修学校には、夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間学科等」という。）を置くことができる。

（総定員）

第９条　専修学校の生徒の総定員は、設置する課程の分野ごとに常時４０人以上でなければならない。ただし、昼間及び夜間の両方の学科を設置しようとする場合は、それぞれが４０人以上でなければならない。

（校地等）

第１０条　専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

２　専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

（校舎等）

第１１条　専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

２　専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

（校舎の面積）

第１２条　専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める面積以上とする。

⑴　１の課程のみを置く専修学校で当該課程に１の分野についてのみ学科を置くものにあっては、別表第１イの表により算定した面積

⑵　１の課程のみを置く専修学校で当該課程に２以上の分野について学科を置くもの又は２若しくは３の課程を置く専修学校で当該課程にそれぞれ１若しくは２以上の分野について学科を置くものにあっては、次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ　これらの課程ごとの分野のうち別表第１イの表第４欄の生徒総定員４０人までの面積が最大となるいずれか１の分野について同表により算定した面積

ロ　これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第１ロの表により算定した面積を合計した面積

（設備）

第１３条　専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

２　夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第１４条　専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（教員数等）
第１５条　専修学校に置かなければならない教員の数は、別表第２に定めるところによる。
２　前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（常勤の校長が教員を兼ねる場合にあっては、当該校長を含む。）でなければならない。ただし、専任の教員の数は、３人を下ることができない。
３　夜間学科等を併せ置く場合にあっては、相当数の教員を増員するものとする。
（教員の資格）
第１６条　専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。
⑴ 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して６年以上となる者
⑵ 学士の学位（学位規則（昭和２８年文部省令第９号）第２条の２の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第４号において同じ。）を有する者にあっては２年以上、短期大学士の学位（学位規則第５条の５に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。）又は準学士の称号を有する者にあっては４年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
⑶ 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において２年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
⑷ 修士の学位又は学位規則第５条の２に規定する専門職学位を有する者
⑸ 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
⑹ その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
第１７条　専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。
⑴ 前条各号のいずれかに該当する者
⑵ 専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して４年以上となる者
⑶ 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、２年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
⑷ 学士の学位を有する者
⑸ その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者
第１８条　専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

(1) 前２条各号のいずれかに該当する者

(2) 高等学校又は中等教育学校卒業後、４年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

(3) その他前２号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

（修業年限等）

第１９条　専修学校の修業年限は、学科ごとに１年以上とし、課程ごとに入学資格を設けるものとする。

（授業時数）

第２０条　専修学校の授業時数は、学科ごとに１年間にわたり８００時間以上とする。ただし、夜間学科等については、１年間の授業時数が４５０時間を下らない範囲で修業年限に応じて減ずるものとするが、修了時における授業時数の合計が８００時間以上になるものとする。

２　専修学校の授業時数の１単位時間は、５０分を原則とする。ただし、教育上支障のない場合は、４５分とすることができる。

（同時に授業を行う生徒数等）

第２１条　専修学校において、１の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、４０人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

２　教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができるものとする。

（学校経営）

第２２条　専修学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるものとする。また、生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおよそ１．５倍相当額の範囲内とする。

２　専修学校の設置者は、学校教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行うものとする。

（授業科目）

第２３条　専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

２　専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

３　前項の専門課程の授業科目の開設に当たっては、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

４　専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

（他の専修学校における授業科目の履修等）

第２４条　専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定める

ところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

２　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第２５条　専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修その他文部科学大臣が別に定める学修（専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成１１年文部省告示第１８４号））を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

２　前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第１項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えないものとする。

３　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学又は短期大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修（専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成１１年文部省告示第１８４号））を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

４　前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第２項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えないものとする。

５　第１項及び第２項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前２項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行っていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

（入学前の授業科目の履修等）

第２６条　専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行った専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第２９条の規定により行った授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行った前条第１項及び第５項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

２　前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第２４条第１項並びに前条第１項及び第５項により当該高等課程における授業科目の履修

とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えないものとする。

３　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行った専修学校の専門課程における授業科目の履修（第２９条の規定により行った授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行った前条第３項及び第５項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

４　前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第２４条第２項並びに前条第３項及び第５項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の２分の１を超えないものとする。

（授業の方法）

第２７条　専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところ（専修学校が履修させることができる授業（平成１８年文部科学省令告示第２４号））により、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

２　前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の課程の修了に必要な総授業時数のうち４分の３を超えないものとする。

（昼夜開講制）

第２８条　専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

（科目等履修生）

第２９条　専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、１又は複数の授業科目を履修させることができる。

（授業時数の単位数への換算）

第３０条　専修学校の高等課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、３５時間をもって１単位とする。

第３１条　専修学校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、４５時間の学修を必要とする内容の授業科目を１単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

⑴ 講義及び演習については、１５時間から３０時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって１単位とする。

⑵ 実験、実習及び実技については、３０時間から４５時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもって１単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技

の授業については、専修学校が定める授業時数をもって１単位とすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

（資産）

第３２条　専修学校の設置者は、設置する専修学校ごとに、資産として、次に掲げる施設及び設備又はこれらの取得に要する資金を有しなければならない。

(1) 専修学校の目的及び生徒数に応じて相当の面積を有する校地

(2) 第１２条に定める面積を有する校舎

(3) 専修学校の目的及び生徒数に応じた教具、校具等の設備

（資産の借用等）

第３３条　前条に定める資産は、原則として負担付き又は借用でないものとする。ただし、前条第１号及び第２号に定める資産については、設置者が所有することが困難であり、かつ、教育上及び安全上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

２　国又は地方公共団体以外の者からの前条第１号及び第２号に定める資産の借用については、所有者との間に借用期間が２０年以上の公正証書による賃貸借契約を成立させなければならない。ただし、専修学校が目指す教育内容を実現するために短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、借用期間が２０年未満であっても差し支えないものとする。

３　前条第３号に定める設備については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものとする。

（負債）

第３４条　専修学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が２５％以下において認めるものとする。ただし、設置者が個人の場合には、４０％以下において認めるものとする。

（区分所有）

第３５条　建物を区分所有して専修学校の校舎として使用することは、原則として認めない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合で、次の各号に該当するものは、この限りでない。

(1) 専修学校として使用する部分の位置及び環境が、教育上、保健衛生上及び防災上適切であること。

(2) 専修学校として使用する部分が複数の階にまたがる場合は、連続した階であること。

(3) 専修学校の専用となる出入口及び通路が確保されており、他の部分と明確に区分されていること。

（分校）

第３６条　専修学校の分校は、次の各号に該当する場合には認められるが、実態が独立した

専修学校としての要件を備えているものは、独立の専修学校として設置認可を受けなければならない。

(1) 設置される場所がへき地等であって、通学上の便宜のため地域の要望が強いこと。

(2) 独立した専修学校となる程度の規模を有していないこと。

(3) 教育機能が当該分校のみでは完結せず、教員、実習施設等について本校と一体となって教育を行うような形態であること。

（附帯事業）

第３７条　専修学校が当該専修学校の教員、施設、設備等により専修学校以外の教育（「附帯事業」という。）を行うときは、次の各号に該当しなければならない。

(1) 専修学校本来の教育に支障を来さないこと。

(2) 専修学校の目的に照らして適当であること。

(3) 修業年限が１か月以上１２か月以下であること。

(4) 附帯事業を恒常的に行うときは、その旨を学則に明示し、入学案内、修了証書等においても附帯事業としての教育である旨を明示すること。

(5) 附帯事業の収入が、専修学校本来の経常的経費の２分の１以内であること。

（設置認可前の生徒募集）

第３８条　設置認可前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 専修学校設置計画の承認を受けたこと。

(2) 専修学校設置認可申請書の提出があること。

(3) 校舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開校が確実と認められること。

２　前項ただし書の場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 募集要項に「　年　月　日開校予定（認可申請中)」と明示すること。

(2) 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。

(3) 入学案内及び募集広告の内容については、学科ごとの授業内容、取得可能な資格、卒業生の就職状況等の情報が正確に記載され、かつ、入学希望者に誤解を与えることのない適正なものとすること。

（課程の設置の認可及び目的の変更の認可）

第３９条　専修学校の課程の設置及び目的の変更に当たっては、第２条から前条までの規定に適合していなければならない。

（設置者の変更の認可）

第４０条　専修学校の設置者の変更に当たっては、第２条、第３条及び第５条から第３８条までの規定に適合していなければならない。

（課程の廃止の認可）

第４１条　専修学校の課程の廃止に当たっては、在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置され、かつ、指導要録等の関係書類の引継ぎが確実でなければならない。ただし、特

別の事情がある場合は、この限りでない。

（学校の廃止の認可）

第４２条　専修学校の廃止に当たっては、次の各号に掲げる要件に適合していなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置されていること。

(2) 校地、校舎、校具、教具等の処置が適切であること。

(3) 指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

（学校の設置認可申請手続等）

第４３条　専修学校の設置の認可を受けようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、別表第３に掲げる期限までに、専修学校設置計画書及び専修学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。

３　知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して５０日以内を標準として申請者に通知するものとする。

４　知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

５　知事は、専修学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の３月３１日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（課程の設置認可申請等の手続等）

第４４条　専修学校の課程の設置又は目的の変更の認可を受けようとする者は、別表第４に掲げる期限までに、専修学校課程設置計画書及び専修学校課程設置認可申請書又は専修学校目的変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　前条第２項から第５項までの規定は、専修学校の課程の設置の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは、「設置しようとする年度」と読み替える。

３　前条第４項及び第５項の規定は、専修学校の目的の変更の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは、「変更しようとする年度」と読み替える。

（設置者の変更認可申請手続等）

第４５条　専修学校の設置者の変更の認可を受けようとする者は、速やかに、専修学校設置者変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

３　知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（廃止認可申請手続等）

第４６条　専修学校の課程の廃止又は専修学校の廃止の認可を受けようとする者は、廃止

しようとする日の６０日前までに、専修学校課程廃止認可申請書又は専修学校廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。

2　前条第２項及び第３項の規定は、専修学校の課程の廃止又は専修学校の廃止の認可の場合に準用する。

附則

1　この審査基準は、平成１６年４月１日から施行する。

2　私立専修学校設置認可等取扱要領は、廃止する。

3　この審査基準の施行の際、現になされている申請については、旧私立専修学校設置認可等取扱要領は、なおその効力を有する。

附則

1　この審査基準は、平成２３年４月１日から施行する。

2　この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

附則

1　この審査基準は、令和４年７月１５日から施行する。

2　この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

別表第１　専修学校の校舎面積（第１２条関係）

イ　基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	４０人まで	２６０
		４１人以上	２６０＋３．０×（生徒総定員－４０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	４０人まで	２００
		４１人以上	２００＋２．５×（生徒総定員－４０）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	４０人まで	１３０
		４１人以上	１３０＋２．５×（生徒総定員－４０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	４０人まで	１３０
		４１人以上	１３０＋２．３×（生徒総定員－４０）

備考　この表に掲げる算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ）

ロ　加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	４０人まで	１８０
		４１人以上	１８０＋３．０×（生徒総定員－４０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	４０人まで	１４０
		４１人以上	１４０＋２．５×（生徒総定員－４０）
一般課程	工業関係、農業関係、	４０人まで	１１０

	医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	４１人以上	１１０＋２．５×（生徒総定員－４０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	４０人まで	１００
		４１人以上	１００＋２．３×（生徒総定員－４０）

別表第２　専修学校の教員数（第１５条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	８０人まで	３
		８１人から２００人まで	３＋｛(生徒総定員－８０）÷４０｝
		２０１人から６００人まで	６＋｛(生徒総定員－２００）÷５０｝
		６０１人以上	１４＋｛(生徒総定員－６００）÷６０｝
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	８０人まで	３
		８１人から２００人まで	３＋｛(生徒総定員－８０）÷４０｝
		２０１人から４００人まで	６＋｛(生徒総定員－２００）÷５０｝
		４０１人以上	１０＋｛(生徒総定員－４００）÷６０｝
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	８０人まで	３
		８１人から２００人まで	３＋｛(生徒総定員－８０）÷４０｝
		２０１人以上	６＋｛(生徒総定員－２００）÷６０｝

備考　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

別表第３（第４３条関係）

提出書類	提出期限
専修学校設置計画書	開設しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の５月３１日）
専修学校設置認可申請書	開設しようとする年度の前年度の９月３０日

別表第４（第４４条関係）

提出書類	提出期限
専修学校課程設置計画書	設置しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、設置しようとする年度の前年度の５月３１日）
専修学校課程設置認可申請書	設置しようとする年度の前年度の９月３０日
専修学校目的変更認可申請書	変更しようとする年度の前年度の９月３０日

専修学校設置基準

最終改正：令和四年六月二〇日文部科学省令第二〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条の二、第八十二条の六、第八十二条の七及び第八十八条の規定に基づき、専修学校設置基準を次のように定める。

第一章　総則

（趣旨）

第一条　専修学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

２　この省令で定める設置基準は、専修学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

３　専修学校は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、広く社会の要請に応じ、専修学校の目的を達成するため多様な分野にわたり組織的な教育を行うことをその使命とすることにかんがみ、常にその教育水準の維持向上に努めなければならない。

第二章　組織編制

（教育上の基本組織）

第二条　専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程には、専修学校の目的に応じた分野の区分ごとに教育上の基本となる組織（以下「基本組織」という。）を置くものとする。

２　基本組織には、教育上必要な教員組織その他を備えなければならない。

（学科）

第三条　基本組織には、専攻により一又は二以上の学科を置くものとする。

２　前項の学科は、専修学校の教育を行うため適当な規模及び内容があると認められるものでなければならない。

第四条　基本組織には、昼間において授業を行う学科（以下「昼間学科」という。）又は夜間その他特別な時間において授業を行う学科（以下「夜間等学科」という。）を置くことができる。

（通信制の学科の設置）

第五条　昼間学科又は夜間等学科を置く基本組織には、通信による教育を行う学科（当該基本組織に置かれる昼間学科又は夜間等学科と専攻分野を同じくするものに限る。以下「通信制の学科」という。）を置くことができる。

２　通信制の学科は、通信による教育によつて十分な教育効果が得られる専攻分野について置くことができる。

（同時に授業を行う生徒）

第六条　専修学校において、一の授業科目について同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

第七条　専修学校において、教育上必要があるときは、学年又は学科を異にする生徒を合わせて授業を行うことができる。

第三章　教育課程等

第一節　通則

（授業科目）

第八条　専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

２　専修学校の専門課程においては、高等学校における教育の基礎の上に、深く専門的な程度において専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

３　前項の専門課程の授業科目の開設に当たつては、豊かな人間性を涵かん養するよう適切に配慮しなければならない。

４　専修学校の一般課程においては、その目的に応じて専修学校の教育を施すにふさわしい授業科目を開設しなければならない。

（単位時間）

第九条　専修学校の授業における一単位時間は、五十分とすることを標準とする。

（他の専修学校における授業科目の履修等）

第十条　専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修を、当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

２　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えない範囲で、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

（専修学校以外の教育施設等における学修）

第十一条　専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修

その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2　前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第一項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4　前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、前条第二項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

5　第一項及び第二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の高等課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、前二項の規定は、専修学校において、当該専修学校の専門課程に相当する教育を行つていると認めた外国の教育施設に生徒が留学する場合について、それぞれ準用する。

（入学前の授業科目の履修等）

第十二条　専修学校の高等課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該高等課程に入学する前に行つた専修学校の高等課程又は専門課程における授業科目の履修（第十五条第一項及び第二項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該高等課程に入学する前に行つた前条第一項及び第五項に規定する学修を、当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる。

2　前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該高等課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第一項並びに前条第一項及び第五項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該高等課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

3　専修学校の専門課程においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が当該専門課程に入学する前に行つた専修学校の専門課程における授業科目の履修（第十五条第一項及び第二項の規定により行つた授業科目の履修を含む。）並びに生徒が当該専門課程に入学する前に行つた前条第三項及び第五項に規定する学修を、当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる。

4　前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、転学等の場合を除き、当該専門課程において履修した授業時数以外のものについては、第十条第二項並びに前条第三項及び第五項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該専門課程の修了に必要な総授業時数の二分の一を超えないものとする。

（授業の方法）
第十三条　専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
２　前項の授業の方法による授業科目の履修は、専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。
（昼夜開講制）
第十四条　専修学校は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学科において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。
（科目等履修生等）
第十五条　専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。
２　専修学校の専門課程においては、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、学校教育法第百三十三条第一項において準用する同法第百五条に規定する特別の課程を履修させることができる。

第二節　昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

（昼間学科及び夜間等学科の授業時数）
第十六条　昼間学科の授業時数は、一年間にわたり八百単位時間以上とする。
２　夜間等学科の授業時数は、一年間にわたり四百五十単位時間以上とする。
（昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件）
第十七条　昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。
２　夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあつては、八百単位時間）以上の授業科目を履修することとする。
（授業時数の単位数への換算）
第十八条　専修学校の高等課程における生徒（第十五条第一項の規定により授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、三十五単位時間をもつて一単位とする。
第十九条　専修学校の専門課程における生徒（科目等履修生及び第十五条第二項の規定により特別の課程を履修する者その他の生徒以外の者（以下「科目等履修生等」という。）を含む。）の学修の成果を証する必要がある場合において、当該生徒が履修した授業科目の授業時数を単位数に換算するときは、四十五時間の学修を必要とする内容の授

業科目を一単位とすることを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により行うものとする。

一　講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。

二　実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める授業時数をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める授業時数をもつて一単位とすることができる。

２　前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

第三節　単位制による昼間学科及び夜間等学科の教育課程等

（単位制による昼間学科及び夜間等学科の授業時数）

第二十条　第十六条第一項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）のうち昼間学科であるものの一年間の授業時数は、八百単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一　高等課程又は一般課程　二十三単位

二　専門課程　三十単位

２　第十六条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものの一年間の授業時数は、四百五十単位時間以上であり、かつ、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数を修得させるために必要な授業時数を下らないものとする。

一　高等課程又は一般課程　十三単位

二　専門課程　十七単位

（多様な授業科目の開設等）

第二十一条　単位制による学科を置く専修学校においては、専修学校における教育の機会に対する多様な要請にこたえ、当該専修学校の教育の目的に応じ、多様な授業科目の開設、複数の時間帯又は特定の時期における授業の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（単位の授与）

第二十二条　単位制による学科においては、一の授業科目を履修した生徒（科目等履修生等を含む。）に対しては、専修学校の定めるところにより、審査、試験その他の専修学

校の教育の特性を踏まえた適切な方法で、学修の成果を評価した上、単位を与えるものとする。

（各授業科目の単位数）

第二十三条　単位制による学科における各授業科目の単位数は、専修学校において定めるものとする。

２　高等課程又は一般課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たつては、三十五単位時間の授業をもつて一単位とする。

３　専門課程における授業科目について、第一項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、専修学校の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二　実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三　一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して専修学校が定める時間の授業をもつて一単位とする。

４　前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（履修科目の登録の上限）

第二十四条　単位制による学科を置く専修学校は、生徒が各年次にわたつて適切に授業科目を履修するため、単位制による学科における全課程の修了の要件として生徒が修得すべき単位数について、生徒が一年間又は一学期に履修する授業科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

（長期にわたる教育課程の履修）

第二十五条　単位制による学科を置く専修学校は、専修学校の定めるところにより、生徒が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に当該単位制による学科の教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生等）

第二十六条　単位制による学科を置く専修学校においては、科目等履修生等に対し、多様な教育の機会の確保について配慮するよう努めるものとする。

（単位制による学科における全課程の修了要件）
第二十七条　第十七条第一項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち昼間学科における全課程の修了の要件は、当該昼間学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得することとする。
一　高等課程又は一般課程　二十三単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数
二　専門課程　三十単位に当該昼間学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数
２　第十七条第二項の規定にかかわらず、単位制による学科のうち夜間等学科であるものにおける全課程の修了の要件は、当該夜間等学科に修業年限の年数以上在学し、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に掲げる単位数以上を修得することとする。
一　高等課程又は一般課程　十三単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位）
二　専門課程　十七単位に当該夜間等学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位）
（単位制による学科に係る読替え）
第二十八条　単位制による学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四節　通信制の学科の教育課程等

（通信制の学科の授業時数）
第二十九条　通信制の学科における対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業（以下「対面授業」という。）の授業時数は、一年間にわたり百二十単位時間以上とする。
（通信制の学科における授業の方法等）

第三十条　通信制の学科における授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれらにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）と対面授業との併用により行うものとする。

２　通信制の学科においては、前項に掲げる授業のほか、第十三条第一項の方法による授業（以下「遠隔授業」という。）を加えて行うことができる。

３　印刷教材等による授業の実施に当たつては、添削等による指導を併せ行うものとする。

第三十一条　通信制の学科における授業は、定期試験等を含め、年間を通じて適切に行うものとする。

（通信制の学科における添削等のための組織等）

第三十二条　通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

（主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等）

第三十三条　通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

（授業科目の開設等に関する規定の準用）

第三十四条　第二十一条及び第二十四条から第二十六条までの規定は、通信制の学科を置く専修学校に、第二十二条及び第二十三条の規定は通信制の学科に準用する。

（印刷教材等による授業科目の単位数）

第三十五条　通信制の学科における印刷教材等による授業の授業科目について単位数を定めるに当たつては、前条において準用する第二十三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定める基準により単位数を計算するものとする。

一　高等課程又は一般課程　三十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

二　専門課程　四十五時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもつて一単位とする。

第三十六条　一の授業科目について、印刷教材等による授業と対面授業又は遠隔授業との併用により行う場合においては、その組合せに応じ、第三十四条において準用する第二十三条第二項及び第三項並びに前条に規定する基準を考慮して、当該授業科目の単位数を定めるものとする。

（通信制の学科における全課程の修了要件）

第三十七条　通信制の学科における全課程の修了の要件は、次の各号のいずれにも該当す

ることとする。

一　当該通信制の学科に修業年限の年数以上在学し、次のイ及びロに掲げる課程の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数以上を修得すること

イ　高等課程又は一般課程　十三単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が二十三単位を下回る場合にあつては、二十三単位）

ロ　専門課程　十七単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が三十単位を下回る場合にあつては、三十単位）

二　百二十単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること

（通信制の学科に係る読替え）

第三十八条　通信制の学科に係る第十条から第十三条までの規定の適用については、これらの規定中「授業時数」とあるのは「単位数」と、第十条、第十一条第一項及び第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定中「履修とみなす」とあるのは「履修とみなし、単位を与える」と、第十一条第二項及び第十二条第二項の規定中「前項により当該高等課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十一条第四項及び第十二条第四項の規定中「前項により当該専門課程における授業科目の履修とみなす」とあるのは「前項により与える」と、第十二条第二項及び第四項の規定中「履修した」とあるのは「修得した」と、同条第二項中「ものとする。」とあるのは「ものとする。ただし、高等課程の単位制による学科は、この限りでない。」と、第十三条第二項の規定中「授業の方法による授業科目の履修」とあるのは「授業の方法により修得する単位数」とする。

第四章　教員

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の教員数）

第三十九条　昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数以上とする。

２　前項の教員の数の半数以上は、専任の教員（専ら当該専修学校における教育に従事する校長が教員を兼ねる場合にあつては、当該校長を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）でなければならない。ただし、当該専任の教員の数は、三人を下ることができない。

（通信制の学科を置く専修学校の教員数）

第四十条　通信制の学科を置く専修学校における教員の数は、別表第一に定める数と別表第三に定める数とを合計した数以上とする。

２　前項の教員の数の半数以上は専任の教員でなければならない。ただし、当該専任の教

員の数は三人を下ることができない。

（教員の資格）

第四十一条　専修学校の専門課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一　専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者

二　学士の学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第二条の二の表に規定する専門職大学を卒業した者に授与する学位を含む。次条第四号において同じ。）を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位（学位規則第五条の五に規定する短期大学士（専門職）の学位を含む。次条第三号において同じ。）又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者

四　修士の学位又は学位規則第五条の二に規定する専門職学位を有する者

五　特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者

六　その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四十二条　専修学校の高等課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一　前条各号のいずれかに掲げる者

二　専修学校の専門課程を修了した後、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して四年以上となる者

三　短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者で、二年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

四　学士の学位を有する者

五　その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第四十三条　専修学校の一般課程の教員は、次の各号のいずれかに掲げる者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

一　前二条各号のいずれかに掲げる者

二　高等学校又は中等教育学校卒業後、四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者

三　その他前二号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

第五章　施設及び設備等

（位置及び環境）

第四十四条　専修学校の校地及び校舎の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

（校地等）

第四十五条　専修学校は、次条に定める校舎等を保有するに必要な面積の校地を備えなければならない。

２　専修学校は、前項の校地のほか、目的に応じ、運動場その他必要な施設の用地を備えなければならない。

（校舎等）

第四十六条　専修学校の校舎には、目的、生徒数又は課程に応じ、教室（講義室、演習室、実習室等とする。）、教員室、事務室その他必要な附帯施設を備えなければならない。

２　専修学校の校舎には、前項の施設のほか、なるべく図書室、保健室、教員研究室等を備えるものとする。

３　専修学校は、目的に応じ、実習場その他の必要な施設を確保しなければならない。

（昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積）

第四十七条　昼間学科又は夜間等学科のみを置く専修学校の校舎の面積は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一　一の課程のみを置く専修学校で当該課程に一の分野についてのみ学科を置くもの　別表第二イの表により算定した面積

二　一の課程のみを置く専修学校で当該課程に二以上の分野について学科を置くもの又は二若しくは三の課程を置く専修学校で、当該課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について学科を置くもの　次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ　これらの課程ごとの分野のうち別表第二イの表第四欄の生徒総定員四十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ　これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第二ロの表により算定した面積を合計した面積

（通信制の学科を置く専修学校の校舎等）

第四十八条　通信制の学科を置く専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、当該通信制の学科に係る第四十六条各項に規定する施設を備えるほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。

２　通信制の学科を置く専修学校の校舎の面積は、当該専修学校の昼間学科又は夜間等学

科の校舎について前条の規定に準じて算定した面積と、当該専修学校の通信制の学科の校舎について次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める面積とを合計した面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

一　一の課程に一の分野についてのみ通信制の学科を置くもの　別表第四イの表により算定した面積

二　一の課程に二以上の分野について通信制の学科を置くもの又は二若しくは三の課程にそれぞれ一若しくは二以上の分野について通信制の学科を置くもの　次のイ及びロに掲げる面積を合計した面積

イ　これらの課程ごとの分野のうち別表第四イの表第四欄の生徒総定員八十人までの面積が最大となるいずれか一の分野について同表により算定した面積

ロ　これらの課程ごとの分野のうち前イの分野以外の分野についてそれぞれ別表第四ロの表により算定した面積を合計した面積

（設備）

第四十九条　専修学校は、目的、生徒数又は課程に応じ、必要な種類及び数の機械、器具、標本、図書その他の設備を備えなければならない。

第五十条　夜間において授業を行う専修学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第五十一条　専修学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（名称）

第五十二条　専修学校の名称は、専修学校として適当であるとともに、当該専修学校の目的にふさわしいものでなければならない。

附則

１　この省令は、昭和五十一年一月十一日から施行する。

２　この省令の施行の際、現に設置されている各種学校が、昭和五十六年三月三十一日までの間に、高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより専修学校となる場合（以下「課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合」という。）において、当該専修学校の生徒総定員が四十人であり、かつ、第十条第二項ただし書に規定する専任の教員の数により難い特別の事由があるときは、同項ただし書の規定にかかわらず、当該専修学校の専任の教員の数を二人とすることができる。

３　課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十一条から第十三条までに規定する教員の資格により難い特別の事由があるときは、こ

れらの規定にかかわらず、この省令の施行の日に当該各種学校の教員として在職する者で当該各種学校が専修学校となる日の前日まで引き続き在職するものは、その担当する教育に関する経験年数等に応じこれらの規定の各号に掲げる者に準ずる能力があると監督庁が認めたときは、専修学校の教員となることができる。

４　課程の認可により昭和五十六年三月三十一日までに専修学校となる場合において、第十七条に規定する専修学校の校舎の面積により難い特別の事由があるときは、同条の規定の適用については、別表第二イの表中「２６０」とあるのは「２３０」と、「２００」とあるのは「１８０」と、「１３０」とあるのは「１１７」とする。

附則（平成六年六月二一日文部省令第一四号）

この省令は、平成六年七月一日から施行する。

附則（平成一〇年一一月一七日文部省令第三八号）　抄

１　この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一一年一〇月二五日文部省令第四七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成一四年三月二九日文部科学省令第一八号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一五年三月三一日文部科学省令第一五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一六年六月二一日文部科学省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年九月九日文部科学省令第四〇号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則（平成一八年三月一日文部科学省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附則（平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第百二十条、第百二十二条、第百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第百二十五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月三〇日文部科学省令第一四号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二九年一〇月三一日文部科学省令第三九号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月二〇日文部科学省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する

別表第一　昼間学科又は夜間等学科に係る教員数（第三十九条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数

高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	３
		八十一人から二百人まで	３＋｛（生徒総定員－８０）÷４０｝
		二百一人から六百人まで	６＋｛（生徒総定員－２００）÷５０｝
		六百一人以上	１４＋｛（生徒総定員－６００）÷６０｝
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	３
		八十一人から二百人まで	３＋｛（生徒総定員－８０）÷４０｝
		二百一人から四百人まで	６＋｛（生徒総定員－２００）÷５０｝
		四百一人以上	１０＋｛（生徒総定員－４００）÷６０｝
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	３
		八十一人から二百人まで	３＋｛（生徒総定員－８０）÷４０｝
		二百一人以上	６＋｛（生徒総定員－２００）÷６０｝

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ　昼間学科と夜間等学科とを併せ置く場合

ロ　第十五条の規定により当該専修学校の生徒以外の者で当該専修学校の一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

別表第二　昼間学科又は夜間等学科に係る校舎面積（第四十七条関係）

イ　基準校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	２６０
		四十一人以上	２６０＋３．０×（生徒総定員－４０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	２００
		四十一人以上	２００＋２．５×（生徒総定員－４０）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	１３０
		四十一人以上	１３０＋２．５×（生徒総定員－４０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	１３０
		四十一人以上	１３０＋２．３×（生徒総定員－４０）

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。（ロの表において同じ。）

二　科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相

当数受け入れる場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

ロ　加算校舎面積の表

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
		四十人まで	１８０

高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十一人以上	１８０＋３．０×（生徒総定員－４０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	１４０
		四十一人以上	１４０＋２．５×（生徒総定員－４０）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	四十人まで	１１０
		四十一人以上	１１０＋２．５（生徒総定員－４０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	四十人まで	１００
		四十一人以上	１００＋２．３×（生徒総定員－４０）

別表第三　通信制の学科に係る教員数（第四十条関係）

課程の区分	学科の属する分野の区分	学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	教員数
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	３
		八十一人から二百人まで	３＋（（生徒総定員—８０）／６０）
		二百一人から八百人まで	５＋（（生徒総定員—２００）／７５）
		八百一人から千七百人まで	１３＋（（生徒総定員—８００）／９０）
		千七百一人以上	２３＋（（生徒総定員—１７００）／１０５）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	３
		八十一人から二百人まで	３＋（（生徒総定員—８０）／６０）
		二百一人から六百五十人まで	５＋（（生徒総定員—２００）／７５）

		六百五十一人から千三百七十人まで	１１＋（（生徒総定員―６５０）／９０）
		千三百七十一人以上	１９＋（（生徒総定員―１３７０）／１０５）
一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係、教育・社会福祉関係、商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	３
		八十一人から二百人まで	３＋（（生徒総定員―８０）／６０）
		二百一人から千百人まで	５＋（（生徒総定員―２００）／９０）
		千百一人以上	１５＋（（生徒総定員―１１００）／１０５）

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

二　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当数の教員を増員するものとする。

イ　科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

別表第四　通信制の学科の校舎に係る校舎面積（第四十八条関係）

イ　基礎校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	２６０
		八十一人以上	２６０＋１．８×（生徒総定員―８０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	２００
		八十一人以上	２００＋１．５×（生徒総定員―８０）

一般課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	１３０
		八十一人以上	１３０＋１．５×（生徒総定員―８０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	１３０
		八十一人以上	１３０＋１．４×（生徒総定員―８０）

備考

一　この表の算式中生徒総定員とあるのは、学科の属する分野ごとの生徒総定員をいう。

（ロの表において同じ。）

二　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、教育に支障のないよう、相当の面積を増加するものとする。（ロの表において同じ。）

イ　科目等履修生その他の生徒以外の者を学科の属する分野ごとの生徒総定員を超えて相当数受け入れる場合

ロ　主たる校地から遠く隔つた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合

ロ　加算校舎面積の表

課程の区分	通信制の学科の属する分野の区分	通信制の学科の属する分野ごとの生徒総定員の区分	面積（平方メートル）
高等課程又は専門課程	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十人まで	１８０
		八十一人以上	１８０＋１．８×（生徒総定員―８０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	１４０
		八十一人以上	１４０＋１．５×（生徒総定員―８０）
一般課程		八十人まで	１１０

	工業関係、農業関係、医療関係、衛生関係又は教育・社会福祉関係	八十一人以上	１１０＋１．５×（生徒総定員―８０）
	商業実務関係、服飾・家政関係又は文化・教養関係	八十人まで	１００
		八十一人以上	１００＋１．４×（生徒総定員―８０）

私立各種学校設置認可等審査基準

平成１６年４月１日制定
平成２３年４月１日改正
令和４年７月１５日改正

（趣旨）

第１条　私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置の認可、収容定員に係る学則の変更の認可、設置者の変更の認可及び廃止の認可については、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）及び学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）の規定によるほか、この審査基準に定めるところによるものとする。

（目的）

第２条　各種学校は、学校教育に類する教育を行うことを目的として、広く一般に公開して教育がなされるものでなければならない。

（名称）

第３条　各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、設置する分野にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第１条に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。

（開設の時期）

第４条　各種学校の開設の時期は、原則として４月１日とする。

（設置者）

第５条　各種学校の設置者は、各種学校を経営するために必要な知識又は経験を有するとともに、経済的基礎及び社会的信望を有していなければならない。

２　前項に規定する各種学校を経営するために必要な知識又は経験とは、各種学校教育一般に関する識見、設置する各種学校の教育内容に関する学識、学校、専修学校及び各種学校の設置者、役員、校長、教員の経歴等をいい、経済的基礎とは、設置しようとする各種学校に必要な校地、校舎、校具その他の施設設備又はそれに要する資金及び相当期間にわたって教職員の人件費その他の経常的経費を支弁することのできる資金等その設置する各種学校の安定した経営のために必要な財産を有していることをいう。

（位置及び環境）

第６条　各種学校の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものでなければならない。

（総定員）

第７条　各種学校の生徒の総定員は、常時４０人以上でなければならない。ただし、昼間及び夜間の両方の課程を設置しようとする場合は、それぞれが４０人以上でなければならない。

（施設及び設備）

第８条　各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えなければならない。

第９条　各種学校の校舎の面積は、同時に授業を行う生徒１人当たり２．３１㎡（生徒数の増加に応じ、教育上支障のない限度において減ずることができる。）以上とする。ただし、１１５．７０㎡を下ることができない。

２　校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えなければならない。

３　各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えなければならない。

第１０条　各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えなければならない。

２　前項の設備は、学習上有効適切なものであり、かつ、常に補充し、改善されなければならない。

３　夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

（他の学校等の施設及び設備の使用）

第１１条　各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

（教職員）

第１２条　各種学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者でなければならない。

２　各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

３　各種学校の教員の数は、課程及び生徒数に応じて必要な数を置かなければならない。ただし、３人を下ることができない。また、原則として生徒数４０人を超えるごとに教員１人を増加するものとし、教員の数の半数以上は、専任の教員であるものとする。

（入学資格の明示）

第１３条　各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によって明示しなければならない。

（修業期間）

第１４条　各種学校の修業期間は、１年以上とする。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、３月以上１年未満とすることができる。

（授業時数等）

第１５条　授業時数は、修業期間が１年以上の場合は１年間にわたり６８０時間以上とし、修業期間が１年未満の場合は修業期間の１年間に対する割合に応じて６８０時間を減じて算出した時数以上とする。

２　授業時数の１単位時間は、５０分を原則とする。ただし、教育上支障のない場合は、４５分とすることができる。

（生徒数）

第１６条　各種学校の同時に授業を行う生徒数は、４０人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

（学校経営）

第１７条　各種学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるものとする。また、生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおよそ１．５倍相当額の範囲内とする。

２　各種学校の設置者は、学校教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行うものとする。

（資産）

第１８条　各種学校の設置者は、設置する各種学校ごとに、資産として、次に掲げる施設及び設備又はこれらの取得に要する資金を有しなければならない。

(1) 各種学校の目的及び生徒数に応じて相当の面積を有する校地

(2) 第９条第１項に定める面積を有する校舎

(3) 各種学校の目的及び生徒数に応じた教具、校具等の設備

（資産の借用等）

第１９条　前条に定める資産は、原則として負担付き又は借用でないものとする。ただし、前条第１号及び第２号に定める資産については、設置者が所有することが困難であり、かつ、教育上及び安全上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

２　国又は地方公共団体以外の者からの前条第１号及び第２号に定める資産の借用については、所有者との間に借用期間が２０年以上の公正証書による賃貸借契約を成立させなければならない。ただし、各種学校が目指す教育内容を実現するために短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、借用期間が２０年未満であっても差し支えないものとする。

３　前条第３号に定める設備については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものとする。

（負債）

第２０条　各種学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が２５％以下において認めるものとする。ただし、設置者が個人の場合には、４０％以下において認めるものとする。

（区分所有）

第２１条　建物を区分所有して各種学校の校舎として使用することは、原則として認めない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないと認められる場合で、次の各号に該当するものは、この限りでない。

(1) 各種学校として使用する部分の位置及び環境が、教育上、保健衛生上及び防災上適切

であること。

⑵ 各種学校として使用する部分が複数の階にまたがる場合は、連続した階であること。

⑶ 各種学校の専用となる出入口及び通路が確保されており、他の部分と明確に区分されていること。

（分校）

第２２条　各種学校の分校は、次の各号に該当する場合には認められるが、実態が独立した各種学校としての要件を備えているものは、独立の各種学校として設置認可を受けなければならない。

⑴ 設置される場所がへき地等であって、通学上の便宜のため地域の要望が強いこと。

⑵ 独立した各種学校となる程度の規模を有していないこと。

⑶ 教育機能が当該分校のみでは完結せず、教員、実習施設等について本校と一体となって教育を行うような形態であること。

（附帯事業）

第２３条　各種学校が当該各種学校の教員、施設、設備等により各種学校以外の教育（以下「附帯事業」という。）を行うときは、次の各号に該当しなければならない。

⑴ 各種学校本来の教育に支障を来さないこと。

⑵ 各種学校の目的に照らして適当であること。

⑶ 修業年限が１か月以上１２か月以下であること。

⑷ 附帯事業を恒常的に行うときは、その旨を学則に明示し、入学案内、修了証書等においても附帯事業としての教育である旨を明示すること。

⑸ 附帯事業の収入が、各種学校本来の経常的経費の２分の１以内であること。

（設置認可の標示）

第２４条　各種学校は、知事から設置の認可を受けたことを標示することができる。

（設置認可前の生徒募集）

第２５条　設置認可前の生徒募集は、原則として禁止する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

⑴ 各種学校設置計画の承認を受けたこと。

⑵ 各種学校設置認可申請書の提出があること。

⑶ 校舎等の建設工事が進行しており、開設予定年度の開校が確実と認められること。

２　前項ただし書の場合においては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴ 募集要項に「　年　月　日開校予定（認可申請中)」と明示すること。

⑵ 募集人員は、学則上の入学定員を明示すること。

⑶ 入学案内及び募集広告の内容については、学科ごとの授業内容、取得可能な資格、卒業生の就職状況等の情報が正確に記載され、かつ、入学希望者に誤解を与えることのない適正なものとすること。

（収容定員に係る学則変更の認可）

第２６条　各種学校の収容定員に係る学則の変更に当たっては、第２条、第４条から第２１条まで及び前条の規定に適合していなければならない。

（設置者の変更の認可）

第２７条　各種学校の設置者の変更に当たっては、第２条、第３条、第５条から第２３条まで及び第２５条の規定に適合していなければならない。

（廃止の認可）

第２８条　各種学校の廃止に当たっては、次の各号に掲げる要件に適合していなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

⑴ 在籍する生徒及び教職員の処遇が適切に処置されていること。

⑵ 校地、校舎、校具、教具等の処置が適切であること。

⑶ 指導要録等の関係書類の引継ぎが確実であること。

（設置認可申請手続等）

第２９条　各種学校の設置の認可を受けようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、別表第１に掲げる期限までに、各種学校設置計画書及び各種学校設置認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、計画書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に協議するものとする。

３　知事は、青森県私立学校審議会との協議の結果を計画書の提出のあった日から起算して５０日以内を標準として申請者に通知するものとする。

４　知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

５　知事は、各種学校の施設及び設備が申請内容と相違ないことを確認した場合は、開設しようとする年度の前年度の３月３１日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（収容定員に係る学則変更認可申請手続等）

第３０条　各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする者は、別表第２に掲げる期限までに、各種学校の収容定員に係る学則変更計画書及び各種学校の収容定員に係る学則変更認可申請書を知事に提出しなければならない。ただし、各種学校の収容定員に係る学則の変更が減員によるものであるときは、計画書の提出を要しない。

２　前条第２項から第５項までの規定は、各種学校の収容定員に係る学則の変更の認可の場合に準用する。この場合において、同項中「開設しようとする年度」とあるのは「変更しようとする年度」と読み替える。

（設置者の変更認可申請手続等）

第３１条　各種学校の設置者の変更の認可を受けようとする者は、速やかに、各種学校設置者変更認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、申請書の内容を審査し、直近の青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

３　知事は、当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

（廃止認可申請手続等）

第３２条　各種学校の廃止の認可を受けようとする者は、廃止しようとする日の６０日前までに、各種学校廃止認可申請書を知事に提出しなければならない。

２　前条第２項及び第３項の規定は、各種学校の廃止の認可の場合に準用する。

附則

１　この審査基準は、平成１６年４月１日から施行する。

２　私立各種学校設置認可取扱要領は、廃止する。

３　この審査基準の施行の際、現になされている申請については、旧私立各種学校設置認可取扱要領は、なおその効力を有する。

附則

１　この審査基準は、平成２３年４月１日から施行する。

２　この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

附則

１　この審査基準は、令和４年７月１５日から施行する。

２　この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

別表第１（第２９条関係）

提出書類	提出期限
各種学校設置計画書	開設しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、開設しようとする年度の前年度の５月３１日）
各種学校設置認可申請書	開設しようとする年度の前年度の９月３０日

別表第２（第３０条関係）

提出書類	提出期限
収容定員に係る学則変更計画書	変更しようとする年度の前々年度の１月３１日（校舎等の建設を要しないときは、変更しようとする年度の前年度の５月３１日）
収容定員に係る学則変更認可申請書	変更しようとする年度の前年度の９月３０日

各種学校規程

最終改正年月日:平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号

学校教育法第八十三条第四項及び第八十八条の規定に基き、各種学校規程を次のように定める。

（趣旨）

第一条　各種学校に関し必要な事項は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

（水準の維持、向上）

第二条　各種学校は、この省令に定めるところによることはもとより、その水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。

（修業期間）

第三条　各種学校の修業期間は、一年以上とする。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、三月以上一年未満とすることができる。

（授業時数）

第四条　各種学校の授業時数は、その修業期間が、一年以上の場合にあつては一年間にわたり六百八十時間以上を基準として定めるものとし、一年未満の場合にあつてはその修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。

（生徒数）

第五条　各種学校の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適当な数を定めるものとする。

２　各種学校の同時に授業を行う生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

（入学資格の明示）

第六条　各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によつて明示しなければならない。

（校長）

第七条　各種学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者でなければならない。

（教員）

第八条　各種学校には、課程及び生徒数に応じて必要な数の教員を置かなければならない。ただし、三人を下ることができない。

２　各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

３　各種学校の教員は、つねに前項の知識、技術、技能等の向上に努めなければならない。
（位置及び施設、設備）
第九条　各種学校の位置は、教育上及び保健衛生上適切な環境に定めなければならない。
２　各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設、設備を備えなければならない。
第十条　各種学校の校舎の面積は、百十五・七〇平方メートル以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当り二・三一平方メートル以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
２　校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えなければならない。
３　各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えなければならない。
４　各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。
第十一条　各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えなければならない。
２　前項の設備は、学習上有効適切なものであり、かつ、つねに補充し、改善されなければならない。
３　夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えなければならない。
（名称）
第十二条　各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、課程にふさわしいものでなければならない。
（標示）
第十三条　各種学校は、設置の認可を受けたことを、公立の各種学校については都道府県教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事の定めるところにより標示することができる。
（各種学校の経営）
第十四条　各種学校の経営は、その設置者が学校教育以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区別して行われなければならない。
２　各種学校の設置者が個人である場合には、教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者でなければならない。

附則　抄
１　この省令は、昭和三十二年一月一日から施行する。
２　この省令施行の際、現に存する各種学校については、第六条、第七条、第八条第二項及び第三項、第十三条並びに第十四条の規定を除くほか、当分の間、なお、従前の例による。

附則（昭和四一年三月三一日文部省令第一五号）

この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二九日文部科学省令第一九号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一六年六月二一日文部科学省令第三五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査基準

平成１６年４月１日制定
令和４年７月１５日改正
令和７年４月１日改正

（趣旨）
第１条　学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為の変更の認可については、私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

（名称）
第２条　学校法人の名称は、その目的にふさわしいものとし、かつ、県内の他の法人と同一又は紛らわしい名称は用いないものとする。

（基本財産）
第３条　学校法人は、基本財産として、設置する私立学校ごとに、次に掲げる施設及び設備又はこれらの取得に要する資金を有しなければならない。

(1) 学校の種類及び幼児、児童及び生徒の数に応じて相当の面積を有する校地
(2) 学校の種類及び幼児、児童及び生徒の数に応じて相当の面積を有する校舎
(3) 学校の種類及び幼児、児童及び生徒の数に応じた教具、校具等の設備

２　前項に掲げる施設及び設備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものとし、かつ、申請時までに設置経費に相当する額の寄附金が収納されていなければならない。

３　次の各号のいずれかに該当するものは、前項の寄付金として取り扱うことができない。

(1) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められないもの
(2) 寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等

４　設置経費の財源に、国、又は地方公共団体からの補助金が予定される場合で、議会の議決等により当該事実が確認できるときは、当該補助金額は収納されている寄附金とみなす。

（基本財産の借用等）
第４条　前条に定める基本財産は、原則として負担付き又は借用でないものとする。ただし、前条第１項第１号及び第２号に定める基本財産については、学校法人が所有することが困難であり、かつ、教育上及び安全上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

２　国又は地方公共団体以外の者からの前条第１項第１号及び第２号に定める基本財産の

借用については、所有者との間に借用期間が２０年以上の公正証書による賃貸借契約を成立させなければならない。ただし、私立学校が目指す教育内容を実現するために短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、借用期間が２０年未満であっても差し支えないものとする。

３　前条第１項第３号に定める基本財産については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものとする。

（年次計画）

第５条　学校の校舎及び設備は、開設時までに教育上支障のないよう整備されなければならない。ただし、年次計画により学校（幼稚園を除く。）の校舎及び設備を整備する場合で、当該年次計画による整備が確実と認められ、かつ、教育上支障がないときは、開設から２年以内に施設及び設備の整備を終了する年次計画による整備を認める。

２　校地は、開設時までに教育上支障のないように整備されなければならない。

（運用財産）

第６条　学校法人は、私立学校の経営に必要な運用財産を有しなければならない。

２　前項の運用財産は、生徒納付金その他確実な収入に基づくものでなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、学校法人は、申請時までに、開設年度の運用財産として年間経常的経費のおおむね２分の１以上に相当する額を寄附金として収納していなければならない。

４　第５条第１項に規定する年次計画により校舎及び設備を整備する場合の、各年度の経常的経費の財源は、生徒納付金、寄附金その他確実な収入に基づくものでなければならない。

（負債）

第７条　学校法人の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が２５％以下において認めるものとする。

２　前項の負債は、原則として、日本私立学校振興・共済事業団又は銀行等負債に係る融資が確実に受けられると認められる金融機関からの借入金によるものでなければならない。

３　前２項の規定は、学校法人の設立後においても遵守するものとする。

（資産の内容）

第８条　学校法人の資産は、負担付きであってはならない。ただし、前条の借入金に係る担保とされているものはこの限りでない。

（会計）

第９条　学校法人の会計処理は、学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）によるものとし、その収支予算は、次に掲げるところにより編成され、かつ、適正に執行され得るものでなければならない。

(1) 経常的収支予算は、教職員の人件費、私立学校等の規模に対応する教育研究費、管理経費、借入金等利息その他の経常的支出が、授業料、入学金等の生徒納付金その他確実な経常的収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものでなければならない。

(2) 臨時的収支予算は、施設、設備等の整備計画に応じた支出が、確実な収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものでなければならない。

（役員等）

第１０条　理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を４以上兼ねていない者でなければならない。

２　理事長は、他の学校法人の理事長を２以上兼ねていない者でなければならない。

３　規程の整備を含め、学校法人にふさわしい管理運営体制を整えていなければならない。

（報酬等）

第１１条　財産の寄附者（その配偶者及び三親等以内の親族を含む。）を役員又は教職員として任用し、報酬等を支給する場合には、その額は、社会通念上著しく高額であってはならない。

（寄附行為変更認可）

第１２条　学校法人が新たに私立学校を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の各号による。

(1) 新たに設置する私立学校に係る基本財産等については、第３条から第８条までの規定に適合していなければならない。

(2) 従来設置している私立学校（以下「既設校」という。）のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。

(3) 既設校の在籍生徒数は、当該学校の収容定員を著しく超過していないこと。

(4) 既設校の在籍生徒数は、原則として、収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。

(5) 既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる次のいずれの場合にも該当していないこと。

ア　法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行が行われていない場合及び寄附行為に基づいた適正な管理運営が行われていない場合

イ　役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争がある場合

ウ　日本私学振興財団からの借入金の償還（利息又は延滞金の支払を含む。）又は公租公課（私立学校教職員共済組合の掛金を含む。）の納付状況が適正でない場合

２　学校法人が新たに私立学校の課程及び学科を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、前項を準用する。この場合において、前項第１号中「新たに設置する私

立学校」とあるのは、「新たに設置する課程及び学科」と読み替えるものとする。
3　役員に係る寄附行為の変更に当たっては、第１０条の規定に適合していなければならない。

（申請手続及び標準処理期間）

第１３条　学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為の変更の認可を受けようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、学校を開設しようとする年度の前年度の９月３０日(寄附行為の変更の認可にあっては、２月末日)までに寄附行為認可等に係る申請書を知事に提出しなければならない。

2　知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

3　知事は、申請に係る学校法人の資産が法令の要件に該当しているかどうか等を確認した場合は、学校を開設しようとする年度の前年度の３月３１日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則

1　この審査基準は、平成１６年４月１日から施行する。

2　学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可取扱要領は、廃止する。

3　この審査基準の施行の際、現になされている申請については、旧学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可取扱要領は、なおその効力を有する。

4　この審査基準の施行の際、現に幼稚園を設置している学校法人の基本財産のうち、校地について宗教法人等から借用している部分がある場合は、第４条第１項第２号の規定にかかわらず、当分の間、借用面積が校地面積の４分の１を越えることを認めるものとする。

附則

1　この審査基準は、令和４年７月１５日から施行する。

2　この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

附則

この審査基準は、令和７年４月１日から施行する。

私立学校法第１５２条第５項の法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可審査基準

平成１６年４月１日制定
令和４年７月１５日改正
令和７年４月１日改正

（趣旨）

第１条　私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第１５２条第５項の法人（以下「準学校法人」という。）の寄附行為の認可及び寄附行為の変更の認可については、私立学校法の規定によるほか、この審査基準の定めるところによる。

（名称）

第２条　準学校法人の名称は、その目的にふさわしいものとし、かつ、県内の他の法人と同一又は紛らわしい名称は用いないものとする。

（基本財産）

第３条　準学校法人は、基本財産として、設置する私立専修学校又は私立各種学校（以下「私立専修学校等」という。）ごとに、次に掲げる施設及び設備又はこれらの取得に要する資金を有しなければならない。

(1) 私立専修学校等の種類及び生徒数に応じて相当の面積を有する校地

(2) 専修学校設置基準（昭和５１年文部省令第２号）又は各種学校規程（昭和３１年文部省令第３１号）に定める面積を有する校舎

(3) 私立専修学校等の種類及び生徒数に応じた教具、校具等の設備

２　前項に掲げる施設及び設備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものとし、かつ、申請時までに設置経費に相当する額の寄附金が収納されていなければならない。

３　次の各号のいずれかに該当するものは、前項の寄付金として取り扱うことができない。

(1) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められないもの

(2) 寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等

４　設置経費の財源に、国、又は地方公共団体からの補助金が予定される場合で、議会の議決等により当該事実が確認できるときは、当該補助金額は収納されている寄附金とみなす。

（基本財産の借用等）

第４条　前条に定める基本財産は、原則として負担付き又は借用でないものとする。ただし、前条第１項第１号及び第２号に定める基本財産については、準学校法人が所有する

ことが困難であり、かつ、教育上及び安全上支障がないと認められる場合にあっては、この限りでない。

２　国又は地方公共団体以外の者からの前条第１項第１号及び第２号に定める基本財産の借用については、所有者との間に借用期間が２０年以上の公正証書による賃貸借契約を成立させなければならない。ただし、私立専修学校等が目指す教育内容を実現するために短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、借用期間が２０年未満であっても差し支えないものとする。

３　前条第１項第３号に定める基本財産については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものとする。

（年次計画）

第５条　学校の校舎及び設備は、開設時までに教育上支障のないよう整備されなければならない。ただし、年次計画により校舎及び設備を整備する場合で、当該年次計画による整備が確実と認められ、かつ、教育上支障がないときは、開設から２年以内に施設及び設備の整備を終了する年次計画による整備を認める。

２　校地は、開設時までに教育上支障のないように整備されなければならない。

（運用財産）

第６条　準学校法人は、私立専修学校等の経営に必要な運用財産を有しなければならない。

２　前項の運用財産は、生徒納付金その他確実な収入に基づくものでなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、準学校法人は、申請時までに、開設年度の運用財産として年間経常的経費のおおむね４分の１以上に相当する額を寄附金として収納していなければならない。

４　第５条第１項に規定する年次計画により校舎及び設備を整備する場合の、各年度の経常的経費の財源は、生徒納付金、寄附金その他確実な収入に基づくものでなければならない。

（負債）

第７条　準学校法人の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、総資産額に対する総負債額の割合が２５％以下において認めるものとする。

２　前項の負債は、原則として、日本私立学校振興・共済事業団又は銀行等負債に係る融資が確実に受けられると認められる金融機関からの借入金によるものでなければならない。

３　前２項の規定は、準学校法人の設立後においても遵守するものとする。

（資産の内容）

第８条　準学校法人の資産は、負担付きであってはならない。ただし、前条の借入金に係る担保とされているものはこの限りでない。

（会計）

第９条　準学校法人の会計処理は、学校法人会計基準（昭和４６年文部省令第１８号）に準ずるものとし、その収支予算は、次に掲げるところにより編成され、かつ、適正に執行され得るものでなければならない。

(1) 経常的収支予算は、教職員の人件費、私立専修学校等の規模に対応する教育研究経費、管理経費、借入金等利息その他の経常的支出が、授業料、入学金等の生徒納付金その他確実な経常的収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものでなければならない。また、生徒納付金の総額は年間経常経費のおおむね１．５倍相当額の範囲内とすること。

(2) 臨時的収支予算は、施設、設備等の整備計画に応じた支出が、確実な収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものでなければならない。

（規模）

第１０条　準学校法人の設置する私立専修学校等の規模は、原則として、学校ごとに生徒総定員が８０人以上でなければならない。

２　前項の総定員は、安定した経営が維持できるものであり、かつ、定員の充足について確実な見込みがあるものでなければならない。

（役員等）

第１１条　準学校法人の理事及び監事は、準学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、社会的信望を有する者でなければならない。また、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者でなければならない。

２　理事及び監事は、他の学校法人及び準学校法人の理事又は監事を４以上兼ねていない者でなければならない。

３　理事長は、他の学校法人及び準学校法人の理事長を２以上兼ねていない者でなければならない。

４　理事である評議員以外の評議員について、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていなければならない。

５　規程の整備を含め、準学校法人にふさわしい管理運営体制を整えていなければならない。

（報酬等）

第１２条　財産の寄附者、役員及び管理的地位にある職員の各々について、その者並びにその配偶者及び三親等内の親族（以下「特定の者及びその関係者」という。）が当該準学校法人から受ける給与（本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償費を除く。）その他の金品の合計額は、当該準学校法人が教職員その他の者（校務を担当する常勤の役員を含む。）に対して支給する給与・報酬の総額のおおむね２割（その額が特定の者及びその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額の３倍（特定の者及びその関係者で

ある校務を担当する常勤の役員又は教職員が２人以上の場合は４倍）に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。）の範囲内でなければならない。

２　校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位について報酬を受けてはならない。

（寄附行為変更認可）

第１３条　準学校法人が新たに私立学校を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、次の各号による。

(1) 新たに設置する私立専修学校等に係る基本財産等については、第３条から第６条までの規定に適合していなければならない。

(2) 従来設置している私立専修学校（以下「既設校」という。）のための負債について、償還が適正に行われており、かつ、適正な償還計画が確立されていること。

(3) 既設校の在籍生徒数は、当該学校の収容定員を著しく超過していないこと。

(4) 既設校の在籍生徒数は、原則として、収容定員を一定期間相当程度下回っていないこと。

(5) 既設校の管理運営の適正を期し難いと認められる次のいずれの場合にも該当しないこと。

ア　法令、通達及び通知に基づく登記、届出、報告等の履行が適正に行われていない場合及び寄附行為に基づいた適正な管理運営が行われていない場合

イ　役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間における訴訟その他の紛争がある場合

ウ　日本私学振興財団からの借入金の償還（利息又は延滞金の支払を含む。）又は公租公課（私立学校教職員共済組合の掛金を含む。）の納付状況が適正でない場合

２　準学校法人が私立専修学校の課程を設置する場合に係る寄附行為の変更の認可については、前項を準用する。この場合において前項第１号中「新たに設置する私立専修学校等」とあるのは、「新たに設置する課程」と読み替えるものとする。

３　役員に係る寄附行為の変更に当たっては、第１１条の規定に適合していなければならない。

（申請手続及び標準処理期間）

第１４条　準学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為の変更の認可を受けようとする者（以下本条において「申請者」という。）は、私立専修学校等を開設しようとする年度の前年度の９月３０日(寄附行為の変更の認可にあっては、２月末日)までに寄附行為認可等に係る申請書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、申請書の内容を審査し、青森県私立学校審議会に諮問するものとする。

３　知事は、申請に係る準学校法人の資産が法令の要件に該当しているかどうか等を確認した場合は、私立専修学校等を開設しようとする年度の前年度の３月３１日までに当該申請についての認可の適否を決定し、その旨を速やかに申請者に通知するものとする。

附則

１　この審査基準は、平成１６年４月１日から施行する。

２　私立学校法(昭和２４年法律第２７０号)第６４条第４項の法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可取扱要領は、廃止する。

３　この審査基準の施行の際、現になされている申請については、旧私立学校法(昭和２４年法律第２７０号)第６４条第４項の法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可取扱要領は、なおその効力を有する。

附則

１　この審査基準は、令和４年７月１５日から施行する。

２　この審査基準の施行の際現になされている申請については、なお従前の例による。

附則

この審査基準は、令和７年４月１日から施行する。